

# 国立大学法人鳴門教育大学動物実験指針

平成16年5月31日  
学 長 裁 定  
改正 平成18年8月 3日  
平成19年4月11日

## (趣旨)

第1 この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法律」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「基準」という。）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）において、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するための実験等（以下「動物実験」という。）の計画及び実施に際し、科学的・動物愛護の観点から遵守すべき必要な事項を定め、もって適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

## (適用)

第2 この指針は、本学において行われる哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を用いる全ての動物実験に適用する。

2 霊長類を用いる動物実験については、サル類を用いる実験遂行のための基本原則（昭和61年6月14日日本霊長類学会。）及びこの指針に定めるもののほか、関連する指針等を十分に遵守して行うものとする。

3 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の脊椎動物を用いる動物実験については、この指針を遵守して行うものとする。

## (学長の責務)

第3 学長は、本学において実施する動物実験の安全確保に関する事項を総括するとともに、本学における動物実験の実施に関する最終的な責任を有する。

## (実験管理者)

第4 本学に、動物実験に係る安全の確保に関し学長を補佐するため、動物実験管理者（以下「実験管理者」という。）を置く。

2 実験管理者は、動物実験を行うための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者のうちから、学長が委嘱する。

3 実験管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (実験実施者及び実験責任者)

第5 動物実験を実施する者（以下「実験実施者」という。）のうち、動物実験に関する業務を統括する者（以下「実験責任者」という。）は、動物実験を計画し、及び実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、関連する実験方法に精通し、習熟するものとする。

(1) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験

動物を適切に利用することに配慮すること。

(2) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(3) 動物実験の実施に当たっては、法律及び基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

(4) 動物実験の安全確保に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中に事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、安全管理委員会、実験管理者に報告すること。

(5) その他動物実験を適切に行うために必要な事項を行うこと。

(安全管理委員会)

第6 本学に、動物実験の安全な実施を確保するため、国立大学法人鳴門教育大学安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

2 安全管理委員会に関することは、別に定める。

(動物実験計画の申請手続及び承認)

第7 実験責任者は、動物実験を実施するに当たっては、事前に別記様式第1号による動物実験計画書を、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前号による動物実験計画書を受理したときは、安全管理委員会の審査を経てその申請を承認し又は却下し、その旨を実験責任者に通知するものとする。

(動物実験計画の変更・追加申請手続及び承認)

第8 実験責任者は、動物実験計画を変更・追加するに当たっては、別記様式第2号による動物実験計画（変更・追加）承認申請書を、学長に提出しなければならない。ただし、実験内容、責任者の変更及び遺伝子組換え動物の追加申請は、動物実験計画書を新たに提出しなければならない。

(動物実験実施結果の把握)

第9 実験責任者は、動物実験を実施した場合又は中止した場合は、別記様式第3号により、速やかに実施結果について学長に報告しなければならない。

2 学長は、実験責任者から動物実験の実施結果について報告を受けた場合は、必要に応じ、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じるものとする。

(飼養者及び実験動物管理者)

第10 実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「飼養者」という。）のうち、実験管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者を実験動物管理者という。

(飼養保管施設、動物実験室の設置申請手続及び承認)

第11 実験動物管理者は、動物実験のための飼養保管施設を設置する場合、別記様式第4号による飼養保管施設設置申請書を学長に提出し、その承認を得ることとし、承認を得た後でなければ、飼養及び保管を行うことができない。

2 飼養保管施設は、次の要件を備えたものとする。

(1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

- (2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4)実験動物が逸走しないような構造及び強度を有すること。
- (5)臭気、騒音、麻薬物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

3 実験責任者は、動物実験室を設置する場合、別記様式第5号による動物実験室設置申請書を学長に提出し、その承認を得ることとし、動物実験計画書に基づく動物実験は、設置承認を得た動物実験室でなければ行うことができない。

4 動物実験室は、次の要件を備えたものとする。

- (1)実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2)排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3)常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

5 学長は、飼養保管施設及び動物実験室の設置承認に当たっては、安全管理委員会の意見を聴き、決定するものとする。

(施設等の廃止)

第12 実験動物管理者は、飼養保管施設を廃止する場合は、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡す等、必要な措置を講じるものとする。

2 実験動物管理者及び実験責任者は、飼養保管施設及び動物実験室を廃止する場合は、別記様式第6号による施設等廃止届を学長に提出しなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第13 実験管理者は、施設の立地、整備状況及び飼育能力並びに実験責任者が策定した動物実験計画を勘案の上、実験動物を飼養及び保管しなければならない。

2 実験管理者は、施設への実験動物の搬入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験責任者等及び他の実験動物の健康を損ねることのないように努めなければならない。

(健康及び安全の保持)

第14 実験管理者、実験責任者、実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- (1)実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の補給を行うこと。
- (2)実験動物が、実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

(実験終了後の処置)

第15 実験実施者は、実験を終了した動物に対して、適正な処置を行うものとする。

2 実験管理者、実験責任者、実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、動物の死体について、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(生活環境の保全)

第16 物理的、化学的に危険な物質、病原体あるいは遺伝子組換え生物等を用いる実験等においては、これらに関連した規則等に従わなければならない。

2 実験動物管理者、実験責任者及び実験実施者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めなければならない。

(安全管理)

第17 学長は、動物実験等を行う施設・設備における業務について、安全衛生の確保に努めなければならない。

2 学長は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者が実験動物による次のような危害防止に努め、必要な設備を整えるとともに健康管理を行わなければならない。

(1)逃走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるとともに、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡すること。

(2)実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないように予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じること。

(3)毒ヘビ等の有害動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

(4)実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第18 実験動物管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 実験動物管理者は、緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練の実施)

第19 学長は、実験管理者、実験責任者、実験実施者、実験動物管理者及び飼養者に対し、動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした次の各号に掲げる教育訓練の実施、その他実験管理者等の資質向上を図るために、必要な措置を講じるものとする。

(1)関連法令、条例、指針等及び規程等に関する事項

(2)動物実験等の方法に関する基本的事項

(3)実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4)安全確保に関する事項

(5)その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 教育訓練を実施した場合は、実施日、教育内容、講師及び受講者名等の内容を記録し、保存するものとする。

(自己点検・評価及び検証)

第20 学長は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、大学における動

物実験の基本指針等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、必要に応じて、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報公開)

第21 学長は、動物実験に関する情報を毎年1回程度、本学のウェブページで公表するものとする。

(その他)

第22 この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、安全管理委員会が別に定める。

附 則

この指針は、平成16年5月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年8月3日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。